

事 務 連 絡
令和 7 年 5 月 2 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課 御中
構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

事件情報の共有・注意喚起について
(下校時の車両による受傷事件)

下記のとおり事件情報を共有します。

再発を防ぐため、留意事項を踏まえ、各学校における今後の安全管理や安全教育に活かしていただくよう、よろしくお取り計らい願います。

記

事案名	下校時の車両による受傷事件
発生日時	令和 7 年 5 月 1 日 (木) 午後 1 時 30 分頃
受傷状況	児童 7 名の内、5 名軽傷、2 名骨折の重傷
事件の概要	複数の児童が下校中、車両が児童の背後から衝突し、受傷したもの。直ちに救急搬送され、軽傷及びあごや腕を骨折する重傷と診断を受けた。
再発防止のための留意事項	通学時の安全確保については、これまでも格段のご尽力をいただいているところですが、引き続き、学校の危機管理マニュアル作成の手引き※主な掲載：P 10～11、P 16～P 20、P 32～35 など参考に、改めて自校の危機管理マニュアルの記載を点検するとともに、学校、教育委員会、自治体、警察等の関係機関と連携を図り、防犯や交通安全などの通学時の安全対策に取り組むようお願いいたします。 今回の事案は、車両運転手の故意による可能性が高いものですが、学校と地域が連携した通学時の見守りを行うとともに、安全教育に当たっては、通学時を含めた日常生活において、児童生徒等が自ら危険な状況を適切に判断し、回避できるよう、引き続き、安全に関する資質・能力の向上に向けた指導をお願いいたします。

参考資料	○学校の危機管理マニュアル作成の手引 ○学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン ○学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育 ○令和7年4月1日付け文部科学省事務連絡「児童生徒等の登下校時の安全確保について」 ○令和6年6月5日付け文部科学省通知「通学路における交通安全の確保の徹底について（周知）」 ○登下校防犯ポータルサイト（こども家庭庁）
------	--

※ 参考資料にはリンクを貼っていますので、クリックで資料に遷移します。

【本件連絡先】

文部科学省 総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 交通安全・防犯教育係
電話：03-5253-4111（内線 2695）
E-mail：anzen@mext.go.jp